

# サイバーセキュリティ基本法に基づく措置について

## サイバーセキュリティ基本法における重要インフラの位置付け

### 重要インフラの定義

#### 重要社会基盤事業者

国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者

### 重要インフラの責務

#### (重要社会基盤事業者の責務)

第6条 重要社会基盤事業者は、基本理念にのっとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 重要インフラ防護に関する戦略・指針等

### 【各文書の性質】

法律

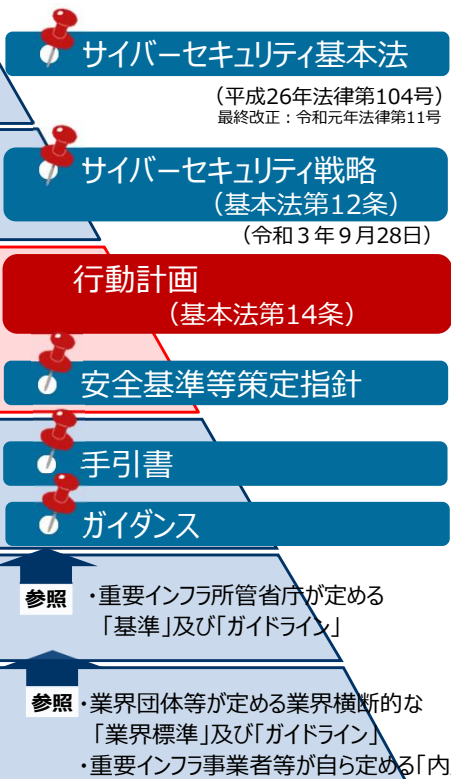
閣議決定

サイバーセキュリティ戦略本部決定

内閣官房

重要インフラ所管省庁

重要インフラ事業者等



## 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」

✓ 重要インフラ防護に係る基本的な枠組みを定めた政府と重要インフラ事業者との官民共通の行動計画。国、重要インフラ事業者等が取り組むべき事項が規定。

### 主な取り組み

#### 障害対応体制の強化



経営層、CISO、戦略マネジメント層、システム担当等、組織全体での取組となるよう、組織統治の一部としての障害対応体制の強化を推進

#### 安全基準等の整備及び浸透



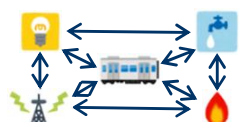
重要インフラ防護において分野横断的に必要な対策の指針及び各分野の安全基準等の継続的改善の推進

#### 情報共有体制の強化



官民間や分野内外間における情報共有体制の更なる強化

#### リスクマネジメントの活用



自組織の特性を明確化し、適した防護対策が継続的に実施されるようリスクマネジメントを活用

#### 防護基盤の強化



分野横断的演習の推進、国際連携の推進、広報広聴活動の推進等の取組によるサイバーセキュリティ全体の底上げ